令和８年度　客引き客待ち防止等指導員採用選考（新規）案内

１　応募受付期間

令和８年 11 月 24 日（火）　～　令和８年 11 月 30 日（月）

※詳細は「７　申込み方法」に記載しています。

２　採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
若干名	(1) 大田区公共の場所における客引き客待ち行為等の防止に関する条例（平成 26 年条例第 18 号）の運用に関すること。 （公共の場所における悪質な客引き等に対する指導等） (2)地域防犯対策に関すること。 （大田区内全域のパトロール等） (3)その他前出の２項に掲げる職務に準ずると総務部生活安全担当課長が認めた事項に関すること。

３　勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、４回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。
勤務場所	総務部防災危機管理課 ※敷地内は禁煙です。
勤務時間等	・週の勤務日数 原則週５日（シフトにより勤務日数は異なります。） ・勤務時間 １日６時間とし、原則下記のとおり。 （1）月～木曜日　14 時 00 分～21 時 00 分　（休憩時間 60 分） （2）金曜日　15 時 00 分～22 時 00 分　（休憩時間 60 分） （3）土日祝　14 時 00 分～21 時 00 分　（休憩時間 60 分） ・超過勤務 命令権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、上記勤務時間外の勤務を命ずることができます。
休日	・週休日

	４週間ごとの期間につき８日 ・休日 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12 月 29 日から１月３日までの間。ただし①を除く。） ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年規則第 38 号）によります。
報酬額	月額 271,927 円 ※令和９年３月 31 日時点で当該職としての任用期間が引き続き１年以上ある方は、275,922 円
諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服　務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。

注）記載されている報酬額等については、令和９年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

４　受験資格

（１）選考対象者

以下の項目をすべて満たす場合、選考対象者となります。

ア　職務を行うために必要な知識と経験を十分に有し、かつ広く防犯業務に理解を有する者

イ　柔道又は剣道２段以上若しくはその他の武術において同等以上の実力を有する者

ウ　職務遂行に適する体力を有し、かつ心身ともに健康状態が良好の者

エ　普通自動車運転免許を有する者

（２）地方公務員法第 16 条に規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

【参考】　地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

５　選考方法等

（１）選考方法

採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

筆記（作文）	以下の二つの課題のうちどちらかを選択し、800 字以内（自筆）で記載し、申込書と一緒に提出してください。 【課題１】 大田区内の繁華街には、風俗営業店等の悪質な客引きが目立ち、地域住民が迷惑していることから、関係機関や地域住民等と連携して環境浄化を図る必要があります。そこであなたのこれまでの経験を述べた上、この課題に対してどのように経験を活かすことができるのかを述べてください。 【課題２】 大田区では区民の安全・安心を守るため、特殊詐欺に対する広報・啓発や青色回転灯パトロール車による通学路パトロールを実施しています。 そこであなたのこれまでの経験を述べた上、これらの業務に対してどのように経験を活かすことができるかを述べてください。
面接	【面接日】令和８年 12 月 14 日～令和８年 12 月 16 日の間の指定された日 【場所】大田区役所本庁舎（予定） ※面接日時等は面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送し、お知らせします。

（２）評価基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

要素	主な基準
表現力	文章が分かりやすく、表現が適切であるか。
理解力	課題を的確に把握しているか。
論理性・構成力	文章の筋道が通っており、適切な構成がなされているか。
知識	課題に関する知識は十分か。
創造力	単なる知識の寄せ集めではなく、自己の見解として述べているか。

【面接】

要素	主な基準
協調性	○他の職員と協力してうまくやっていけるか。 ○ものの見方、考え方に独断的なところはないか。 ○自己本位の感情が強くないか。
積極性	○意欲を持って職務に当たることができるか。 ○意見や考えを進んで述べているか。
堅実・勤勉性	○誠実で、責任感が強いか。 ○軽率なところがなく、信頼できるか。 ○真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。
知識及び技能	○職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
表現力・態度	○わかりやすく簡潔に話すことができるか。 ○質問に対して的確に答えているか。 ○落ち着いて対応しているか。

６　合格者の発表方法

令和９年１月下旬頃、郵送にて通知します。

７　申込み方法

（１）提出書類

申込書	・申込書は、総務部防災危機管理課（大田区役所５階 12 番窓口）で配布します。 また、区ホームページからもダウンロードできます。 ・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。 ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に必ず記名をしてください。）
作文	・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・５（１）に定める２つの課題のうち１つを選択し、800 字以内で必ず自筆により記述してください。
資格を証明するものの写し	運転免許証等
返信用封筒	長形３号の封筒に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110 円切手を貼ってください。

（２）提出方法

	郵送	持参
提出方法	封筒の表面に**「客引き客待ち防止等指導員受験申込」と朱書し、簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。	下記申込先の窓口にてお申し込みください。

申込期間	令和８年 11 月 24 日（火）から 令和８年 11 月 27 日（金）まで	令和８年 11 月 24 日（火）から 令和８年 11 月 30 日（月）まで ※受付は土・日・祝日を除く。
	期間内の消印有効	午前８時３０分から 午後５時 00 分まで
申 込 先	〒144－8621　大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 大田区総務部防災危機管理課防災危機管理担当（生活安全）（大田区役所５階 12 番窓口）	

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

（３）面接実施通知書の送付
申込書類受付後、提出された返信用封筒にて面接選考の案内を郵送します。
令和８年 12 月７日（月）までに届かない場合は、問合先までご連絡ください。

８　個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

９　その他

（１）合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

（２）採用はすべて条件付のものとし、採用後１か月間（採用後１か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

（３） 大田区では、求職者等へのセクシャルハラスメント防止に関するルールを定めています。求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下リンク先（当区 HP）をご覧ください。
〈https://www.city.ota.tokyo.jp/s_boshu/saiyouannai2021.html〉

大田区役所案内図

ＪＲ京浜東北線
東急多摩川線・池上線
「蒲田駅」東口から徒歩 約１分

京浜急行線
「京急蒲田駅」西口から徒歩 約１０分



≪申込・問合先≫

〒144－8621　大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大田区総務部防災危機管理課防災危機管理担当（本庁舎５階北側 12 番窓口）
電話　03－5744－1634　FAX　03－5744－1519
HP アドレス　https://www.city.ota.tokyo.jp/